仕様書

１．業務委託名

第 76 回北河内地区駅伝競走大会業務委託

２．概要

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が主体となって実施する第 76 回北河内地区駅伝競走大会運営業務（以下「本業務」という。）について、受注者（以下「乙」という。）に委託する上で必要な事項を示したものである。

３．第 76 回北河内地区駅伝競走大会について

（１）実施主体

担当：門真市（令和８年度）

共催：北河内体育振興会(北河内７市体育協会・連盟)、守口市・寝屋川市・枚方市・大東市・四條畷市・交野市・門真市

（２）開催予定日

令和９（2027）年２月７日（日）

※小雨決行

（３）開催場所

淀川左岸河川管理用道路（河川公園枚方地区起点周回コース）

（淀川河川公園 枚方～伊加賀野草地区）

（４）部門

ジュニア男子・女子の部、一般男子・女子の部

（５）参加予定者数

200 人

（６）大会当日スケジュール予定

①準備時間

・午前 8 時 00 分までに完了させること。

②開催時間

・午前 8 時 00 分～役員受付、午前 8 時 30 分～チーム受付

・開会（午前 9 時 30 分）

・スタート（午前 10 時）～ゴール（正午）

・表彰式準備（正午～午後 0 時 30 分）

・表彰式（午後 0 時 30 分～午後１時）

③撤収時間　閉会式終了後（午後１時～午後２時）

４．契約期間

契約締結日から令和９年２月 26 日（金）まで

５．本業務について

（１）内容

大会当日の会場設営に関する業務別紙１のとおり

〇当日の搬出入場所については、別紙２のとおり

場所：河川公園枚方地区アクアシアター上周辺

ア）本部等の設営（テント等の搬出入・撤去を含む）

・必要な機材については別紙３のとおり

テント５張（大会本部用１張、来賓控え用１張、本部記録用１張、男・女子更衣室…各１張)、机・パイプイス等

・テント等の詳細な設置場所については別途指示あり

イ）大会運営に必要な機材（公益社団法人枚方市スポーツ協会より）の事前借用、搬入・設置・搬出・返却

・別紙４　借用・返却先：昌栄工務店ひらかた渚体育館（枚方市立渚市民体育館）（住所：枚方市渚西 3－26－10）

※借用日・返却日ついては別途指示あり

※充電が事前に必要な機材については、別途指示あり

〇事前借用のため、仮置き場の確保が必要

・カラーコーン・コーンバーの詳細な設置場所については別途指示あり

ウ）その他必要な機材の借用・搬入・搬出・返却

・別紙５　事前借用、搬入・搬出・返却

※借用・返却先　寝屋川市・四條畷市・交野市内

※借用先、借用日・返却日ついては別途指示あり

※充電が事前に必要な機材については、別途指示あり

〇事前借用が必要な場合、仮置き場の確保が必要

６．その他

（１）人員について

①必要機材の借用・搬入・設置・搬出・返却については、総括人員、担当人員等必要な人員を効率的に配置し、本業務が滞りなく遂行できるよう、配置すること。なお、必要に応じて作業人数等は甲と協議し、円滑な業務遂行に支障がないようにするものとする。また、作業人数等の増により、本業務の契約金額を増額することはない。

②乙は、事業計画書、実施管理責任者及び各業務担当者一覧表、運営マニュアル、その他甲が必要に応じて指定する書類を作成、提出し承諾を得るものとする。

③業務報告

ア）業務進捗状況報告

乙は、「５　本業務」について、進捗状況を報告すること（任意様式）

イ）業務完了届

乙は、本業務の完了後、業務完了届を提出すること。

納品場所：門真市　市民文化部　生涯学習課

納期：令和９年２月 26 日（金）

７．留意事項

（１）本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

（２）本業務の遂行にあたり、甲が乙に提供又は貸与する物品等は別途指示する。

（３）上記（２）及び公益財団法人枚方市スポーツ協会・寝屋川市・四條畷市・交野市より事前借用・搬入・設置・撤去・返却にあたっては、機材等に破損、汚損等がないようにその取り扱いには十分注意すること。乙の責任に帰すべき事由により機材の損傷または滅失したときは、甲と協議の上、その損害を賠償すること。

（４）個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

（５）個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、乙が作成する受け渡し記録簿（任意様式）に記録の上、甲乙立ち会いのもと、受け渡しすることとする。

（６）本業務の遂行に必要となる経費は契約金に含まれるものとし、甲は契約金以外の費用を負担しない。

（７）本業務中に知り得た情報は、適切に保管し、また、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

（８）本業務を実施するにあたり、乙は甲と綿密な協議を行ったうえで、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。